

国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成25年1月24日

(目的)

第1条 この規程は、国立情報学研究所（以下「研究所」という。）が整備する学術情報ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）への加入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(加入者の資格)

第2条 ネットワークへ加入できる者は、次の各号の一に該当する機関若しくは機関の部局等（以下「加入者」という。）とする。

- 一 大学，短期大学，高等専門学校，大学共同利用機関等
- 二 研究所の事業に協力する機関
- 三 国公立試験研究機関並びに研究又は研究支援を目的とする独立行政法人及び特殊法人等
- 四 前3号に定める機関と共同で研究等を行う機関
- 五 学会，学術研究法人及び大学に相当する教育施設等
- 六 研究を目的とするネットワークの参加機関
- 七 その他国立情報学研究所長（以下「所長」という。）が適当と認めた機関

(加入の申請)

第3条 加入しようとする者は、所定の利用申請書により、所長に加入の承認を求めなければならない。

2 加入の申請は、機関の長が行うものとする。

(加入の承認)

第4条 所長は、前条の申請について適当と認めた場合には、これを承認する。

(加入の解除)

第5条 加入者は、加入の解除をしようとする場合は、速やかに所長に届け出なければならない。

(加入に当たっての遵守事項)

第6条 加入者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 研究・教育並びにその支援のための管理業務以外の目的にネットワークを利用しないこと。
- 二 営利を目的とした利用を行わないこと。
- 三 通信の秘密を侵害しないこと。
- 四 ネットワークの運用に支障を及ぼすような利用を行わないこと。

五 ネットワーク及び接続するコンピュータに対する不正行為等が発生しないよう最善の努力を払うこと。

六 その他所長が別に定める事項

(加入の取消し)

第7条 所長は、前条に違反したと認められる加入者に対して、加入の承認を取り消すことができる。

(調査・協力)

第8条 所長は、加入者に対して、ネットワークの利用状況、運用実態、障害時の対応、不正行為に対する情報収集等についての調査・協力を求めることができる。

(経費の負担)

第9条 加入に係る経費は、加入者の負担とする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、ネットワークの加入について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月24日から施行する。